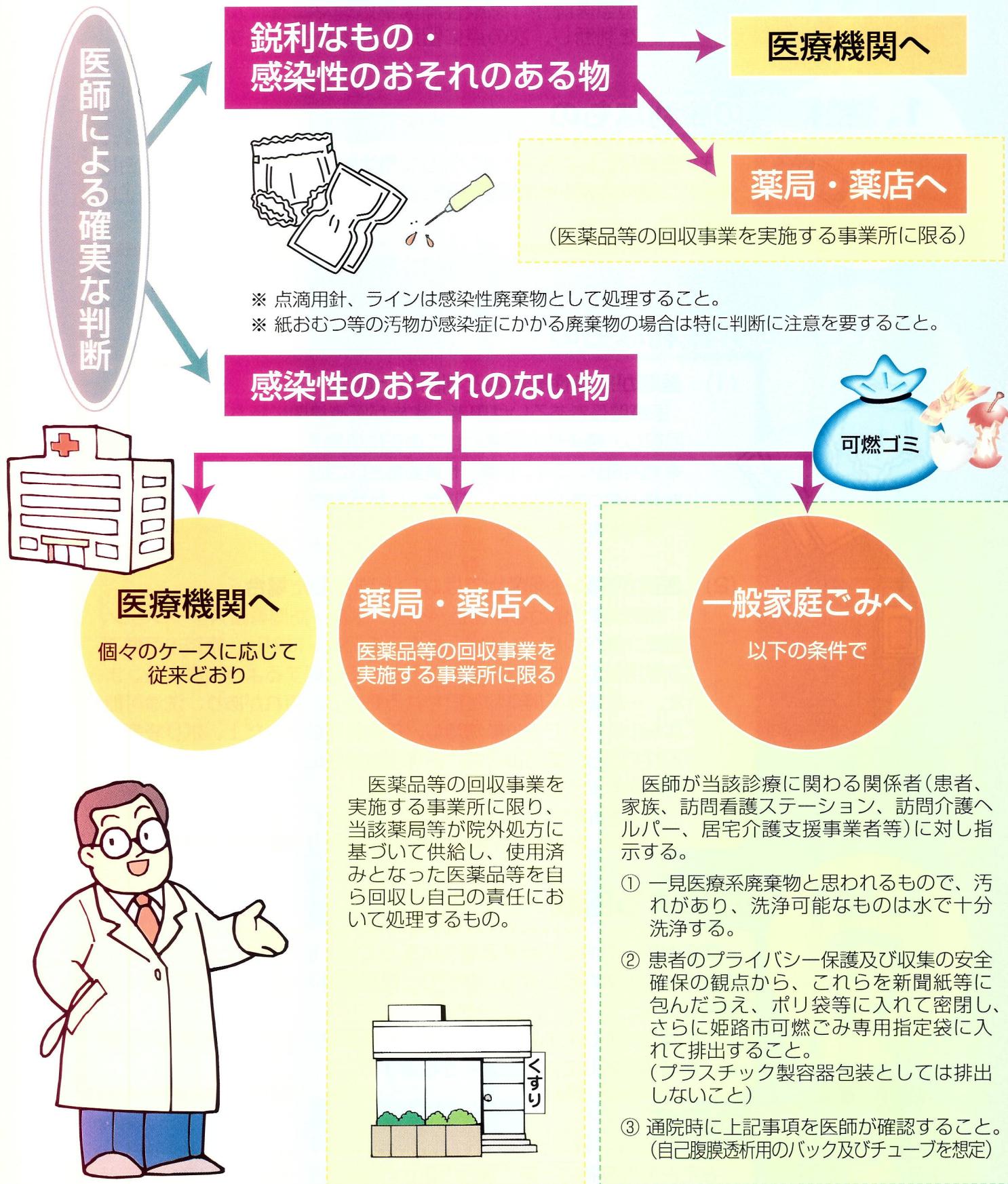


# 在宅医療廃棄物の処理の仕組み



■お問い合わせ先

社団法人 姫路市医師会 TEL.079-295-3300  
姫路市リサイクル推進課 TEL.079-221-2404

# 姫路市における 在宅医療廃棄物の適正処理について

在宅医療廃棄物については、担当医師が「感染性廃棄物処理マニュアル」等を考慮し、  
**感染性廃棄物・非感染性廃棄物**を判断し、次の点に留意し、適正に処理する。

## 1. 注射器等の鋭利なもの



在宅医療用として患者にインスリン用注射器等を供与している場合は、  
外来時に使用済み注射器等を確実に回収し、感染性廃棄物として適正に  
処理する。

## 2. その他の非鋭利なもの

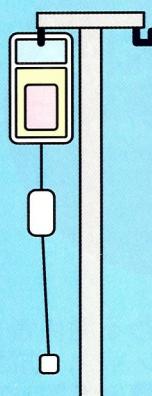


### (1) 医師が感染性廃棄物と判断した場合

医療関係者あるいは患者・家族が医療機関に持ち込み、確実に  
回収し、感染性廃棄物として適正に処理する。

※ 点滴用針、ラインは感染性廃棄物として処理すること。

※ 紙おむつ等の汚物が、感染症法にかかる感染性廃棄物の場合は判断に  
注意を要すること。



### (2) 医師が感染性廃棄物ではないと判断した場合

当該診療に関わる関係者（患者、家族、訪問看護ステーション、  
訪問介護ヘルパー、居宅介護支援事業者）に対し、姫路市可燃ご  
み専用指定袋に入れ、可燃ごみとして処理するよう指導する。また、一見医療系廃棄物と思われるもので、汚れがあり、洗浄可能  
なものは、水で十分に洗浄し、新聞紙等に包んだ上、ポリ袋等に  
入れてから、姫路市可燃ごみ専用指定袋に入れ、可燃ごみとして  
処理するよう指導する。

※ 腹膜透析用のバック及びチューブ、点滴バックが該当する。

## 3. 薬局・薬店による回収



患者が院外処方を利用する場合にあっては、使用済みとなった医薬品  
等を当該薬局等が回収する。ただし、医薬品等の回収事業を実施する事  
業所に限る。

この場合においても担当医師は感染性廃棄物・非感染性廃棄物を判断  
し、患者等に対して排出方法等を指導する。

## 4. 排出状況の確認



在宅医療廃棄物の不適正排出の防止の徹底の観点から、患者の通院時  
に医師が上記事項を確認する。